

学友会登録団体各位

本年度の「飲酒に係る誓約書」の提出について

東京理科大学学友会常任委員会

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今年度は下記の通り「飲酒に係る誓約書」を提出していただきます。よく読んだ上で提出をお願いいたします。

記

● 提出方法

- ① 学友会 Web ページ上で所定の Word ファイルをダウンロードし、必要事項を入力
- ② 提出書類を PDF ファイルに変換し、学友会メールアドレス(stdass@ed.tus.ac.jp)に添付して送信

● 提出期間・期限

- 2020 年 9 月 20 日(日)~2020 年 9 月 27 日(日)23:59

● 注意事項

- 「飲酒に係る誓約書」記載事項の周知をお願いします。
- 公認・届出団体は、既に書類を学生支援課に提出しているため、こちらへの提出は不要です(各団体で学生支援課に提出が済んでいるかご確認ください)。
- 本年度は押印の必要はありません。
- 署名日は提出日を入力してください。
- 団体名の欄には学友会団体登録をした際の「団体正式名称」を入力してください。
- 提出日時点で登録をしている代表者の学籍番号・氏名を入力してください。
- 可能であればファイル名を団体正式名称に変更してください。
- 記入内容に不備のある場合は受理できません。また、余裕を持った提出にご協力ください。
- 必ず書類が受理可能かどうかメールを返信します。メール送信後 1 週間以上返信のない場合はお手数ですが、再度ご連絡いただきますようお願いいたします。

● 罰則について

- 「飲酒に係る誓約書」が未提出の団体あるいは「飲酒に係る誓約書」の記載事項に違反した団体は以下のような罰則が適応される可能性がございます。
 - ✓ 本学学生支援課より活動停止の通知
 - ✓ 今後開催予定の新歓の参加禁止(時期や方式は問わない)
 - ✓ 学友会登録団体の権利剥奪・登録抹消

※上記は無期限の罰則となります。

以上

質問等は学友会メールアドレス(stdass@ed.tus.ac.jp)までお願いします。

(諸事情により返信が遅くなる場合がございますので、あらかじめご了承ください)